



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月31日

長野県知事 田中 康夫

○長野県規則第53号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第223条第2項中「、長野県松本建設事務所」を「長野県松本建設事務所に、長野県浅川改良事務所は長野県長野建設事務所」に改める。

第224条の2第1項の表を次のように改める。

名 称	位 置	担 当 事 務
長野県筑北ダム建設事務所	松本市	小仁熊ダムの建設

第224条の2第2項中「長野県松本建設事務所に、長野県浅川ダム建設事務所は長野県長野建設事務所」を「、長野県松本建設事務所」に改める。

別表第29を次のように改める。

(別表第29) (第223条関係)

河 川 改 良 事 務 所

名 称	位 置	管 轄 区 域
長野県奈良井川改良事務所	松本市	奈良井川 木曾郡檜川村字表塩水地区から松本市大字島内島橋まで
		田 川 塩尻市大字下西条砂田橋から奈良井川合流点まで
		牛 伏 川 松本市大字寿白瀬淵白姫橋から田川合流点まで
		女鳥羽川 松本市大字洞洞橋から田川合流点まで
		鎖 川 東筑摩郡朝日村大字小野沢字村前針尾橋から奈良井川合流点まで
		薄 川 松本市大字入山辺字どうき栃の木橋から田川合流点まで
		小曾部川 塩尻市大字洗馬字岩垂新田橋から奈良井川合流点まで

		大沢川 塩尻市大字片丘字北熊井から田川合流点まで
長野県浅川 改良事務所	長野市	浅川 長野市浅川東条から千曲川合流点まで 新田川 長野市大字徳間字稗田から浅川合流点まで 駒沢川 長野市浅川押田から浅川合流点まで 田子川 長野市大字三才字両堰から浅川合流点まで 隈取川 上水内郡豊野町大字石字天狗山東の平から浅川合流点まで 三念沢 上水内郡豊野町大字石字三念沢口から浅川合流点まで

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年11月1日から施行する。

(事務処理規則の一部改正)

- 2 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の38中「長野県奈良井川改良事務所長」を「河川改良事務所長」に改め、同39を削り、同40を同39とし、同41から同52までを1ずつ繰り上げる。

別表第3の7中「同40」を「同39」に改める。

別表第10の6中「長野県松川ダム管理事務所長、」を「長野県浅川改良事務所長、長野県松川ダム管理事務所長及び」に改め、「及び長野県浅川ダム建設事務所長」を削る。

人 事 課

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月31日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一

部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「 | ダム建設事務所 | 所長 | 」を

「 | 河川改良事務所 | 所長 |
| ダム建設事務所 | 所長 | 」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第2条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表のアの知事の事務部局の項中「 | ダム建設事務所長 | 」を

「 | 浅川改良事務所長 |
| 筑北ダム建設事務所長 | 」に改める。

附 則

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

人事委員会事務局